

ゴルフ文化産業論

闘う弁護士・西村國彦の

アイスランドの奇跡(その6)

西村國彦 (にしむら・くにひこ)

お酒は飲めないしカラオケも駄目。営業下手の弁護士。そんな男が40歳を迎える年、ゴルフを始めたことから人生も性格も激変。「ゴルフ大好き仲間を求めるオーディション」になって、世界を放浪。「ゴルフエッセイも書く傍ら、法的に弱いゴルフ場会員たちの権利を守るために、「新理論」を構築。ハゲタカ外資にも正面から闘いを挑み撃破。最近、ジャズの世界も覗いている。日本ゴルフジャーナリスト協会理事。

アイスランドの奇跡(その6)
アート重視への変更理由③
1 サイエンス重視から哲学。
2 単なるコンプライアンスから法的義務への昇格



Photograph by Noe Arai

このような指摘は、バブル経済崩壊の主犯であった金融機関を含め、原発問題を抱える東京電力を頂点とする日本の基幹企業全体にあてはまるところだろう。

今はやりの「コンプライアンス論議からすると、まさに企業に対する説得力がある山口意見だ。スキヤンダル企業の特徴と使うべき「開始の判断=経済性廃止の判断」「外部からの圧力」との構造が共通しているからだ。つまり、美意識

ない暴利を債権回収業者に認めてしまったからだ。そんな市民的常識とかけ離れた債権回収を認めることは、まともな市民たちの健全な市民生活に深く陰を落としてしまう。その意味で、平成の30年間は、日本を働きがいのない社会にしてしまったのではないだろうか?

前号までに著述家・山口周氏の著作「一ヨータイプの時代」(ダイヤモンド社)を例にとり、近年の経常には「美意識」が必要との論を展開している。本号ではその第3の理由、システムの変化にルールの制定が追いつかない状況が発生してい

る。筆者によると、このように美意識が多発しそうな現代社会において、法的にも充分説明可能な論理だと思う。

ちなみに私が、日本の金融危機の最中1999年(平成11年)5月に出版した「ゴルフ場再生への提言」(八潮出版社)では、次の通り、星野英一元東大教授(民法)の発言を紹介している。

「法律を特定の目的のための手段とする考え方とは、一歩進んで法律

を自己に有利に利用する手段にす

ぎないという考え方となつて今日な

お強いように見受けられる。金融

機関におけるその現れが、一方で、

自分に都合の良い法律を作らせよ

うとして、品がよいはずの銀行と

は思えないような主張をするこ

と、他方で既にある法令を遵守す

るという当たり前のことを、わざ

わざ「コンプライアンス」などと呼

び、それを「リスク管理」と考へて

平然としている」

ている点を詳述したい。

これは、現行法だけ守っていれ

ばいいだるうという「ゴーリドマン

サックスなどに代表される金権企

業の「居直り」に対する非常に有効

な指摘だ。単なるヒューマニズム

や感情的批判という評価を受けて

いた反対論は、現代社会では説得

力が弱かつたが、この山口説は、め

まぐるしく展開する情報社会、し

かもAーにより必要なくなる企

業組織が多発しそうな現代社会

において、法的にも充分説明可能

な論理だと思う。

ちなみに私が、日本の金融危機

の最中1999年(平成11年)5月に

出版した「ゴルフ場再生への提

言」(八潮出版社)では、次の通り、星野英一元東大教授(民法)の発言を紹介している。

「法律を特定の目的のための手段

方法にも反映されなければならぬ

いと思う。

あるいは。

バブル期に銀行員たちが、裏議

書などに嘘を書きまくつても成

績を上げることに狂奔していたこ

とを知る若者は今よりも、少ない

だらう。でも当時繰り返し金融機

関のやり方を告発していた弁護士

としては、星野指摘は「まさにそ

のう当たり前のこと」を、わざ

わざ「コンプライアンス」などと呼

び、それを「リスク管理」と考へて

通り」と心の中で喝采をしていた

給料ファクタリングまで登場

第15回で、経験がない弁護士たちの判断と常識を欠いている裁判所の判断のことを書いた。いま資金に困った人たちがカードや町金融で借入限度に達すると、ネットで大宣伝をしているファクタリング会社に申し込んで、売掛金担保でスピード一時に資金調達ができるという。1ヶ月で2割とか上乗せしないといけないので、あちこちでファクタリングをやりまくり、必ず破綻する。

裁判所が、契約書条文を見てこれは貸金ではないと判断したので、国家的に承認された資金調達方法とネットで大宣伝。若者たちは手軽にお金ができるとして深みにはまる。

最近は、給料ファクタリングまで始まつたらしい。さすがに今回は対象が直接払いの原則(労基法24条)適用ある給料だから、裁判官もこれを承認はしないだろう。問題は、一般企業のファクタリング。これを止めないと、ヤミ金融業者の暗躍が止まらない。時代変われば、法解釈も変えないと。

ゴルフ界でも、バブル崩壊時太平洋クラブ大河内社長がつぶやいていたことは、形式的合法性の範囲で動き回る外資と同じ条件で動けない日本企業についてのダブルスタンダードの悲哀だった。

これに対して、自然や人間の本性に合致するかどうか、その決定思われる彼は、倫理的にどう思うかという問い合わせし、法律違反はやってないと回答するだけだった。

使できるという「合法的なマジック」を使って、金儲け外資と組んで不良債権問題を解決したことになつて、星野元教授は、敬虔なクリスチヤンであり、ヒューマニズムに基づいて銀行批判を開拓されていました。おそらく法務省の民法改正の委員会等での金融業界代表者の発言があまりにも露骨と感じたので

しかしそのツケは大きい。なぜ、普通の市民社会では考えられ

題を自力で解決できない金融業界を延命させるためか、整理回収機構(RCC)が登場。切り札としても債権譲渡により額面通りの請求権を行

使できるという「合法的なマジック」を使って、金儲け外資と組んで不良債権問題を解決したことになつて、星野元教授は、敬虔なクリスチヤンであり、ヒューマニズムに基づいて銀行批判を開拓されていました。おそらく法務省の民法改正の委員会等での金融業界代表者の発言があまりにも露骨と感じたので